

開会 午前 10 時 00 分

◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから令和元年第4回小坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（目時重雄君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

今期定例会において、8月26日開催の議会運営委員会までに受理した陳情はお手元に配付の陳情の写しのとおりであり、陳情第12号 「令和元年10月1日の消費税10%への引き上げの中止を求める意見書」提出の陳情は、総務福祉常任委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、1番、鹿兒島巖君、2番、船水隆一君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（目時重雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。

委員長。

○議会運営委員長（鹿兒島 巖君） おはようございます。

議会運営委員会から提案をいたします。

本定例会についての議会運営委員会を8月26日に開催をいたしました。

本定例会に係る案件は、認定1件、報告1件、条例議案5件、補正予算関係議案5件、陳情1件となっております。

なお、定例会中の追加予定案件が4件ありますので、議会運営委員会といたしましては、第1日、9月3日火曜日を初日本会議、第2日、9月4日水曜日は一般質問、第3日、9月5日木曜日から9月6日金曜日までを決算特別委員会、そして、第5日と第6日は土日のため休会といたしまして、第7日、9月9日月曜日は議会運営委員会と各常任委員会、第8日、9月10日火曜日から9月12日木曜日までは事務整理等で休会とし、第11日目、9月13日金曜日を最終日本会議として、全体で会期を11日間とすることを提案いたします。

以上であります。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、ただいまの運営委員長の報告のとおり、本日から9月13日までの11日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議がないものと認めます。

よって、本定例会の会期は11日間と決定いたしました。

◎町政報告及び教育行政に関する報告について

○議長（目時重雄君） 日程第3、町政報告及び教育行政に関する報告について、町長及び教育委員会教育長からの発言を求められております。この際、発言を許可いたします。

まず、町長からお受けいたします。

町長。

○町長（細越 満君） おはようございます。

本日は、第4回小坂町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄大変お忙しい中、ご参会を賜り、まことにありがとうございます。

本日提出いたしますのは、決算の認定1件と、報告1件、議案として条例の制定及び一部改正5件と、予算関係5件の計12件であります。なお、会期中に工事契約の締結1件と人事案件を提案したいと考えております。いずれの議案につきましても、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案の審議に先立ちまして、6月定例会後の町政諸般についてご報告いたします。

初めに、令和元年度普通交付税交付額の決定についてご報告申し上げます。

総務省は、7月23日に各地方公共団体に対する普通交付税の交付額等を決定し、同日、令和元年度普通交付税大綱について閣議報告をいたしました。

全国の市町村分のうち、財源不足団体の対前年度当初算定比は、普通交付税交付決定額で1.8%の増、臨時財政対策債発行可能額で18.3%の減で、合わせた実質的な交付税は2.3%の減となっております。

秋田県における市町村分の対前年度当初算定比は、普通交付税交付決定額で0.2%の増、臨時財政対策債発行可能額で21.4%の減で、合わせた実質的な交付税は1.7%の減となっております。

小坂町においては、普通交付税交付決定額は17億765万8,000円で、前年度当初算定額15億8,407万1,000円と比較し、1億2,358万7,000円、7.8%の増となっております。また、臨時財政対策債発行可能額は9,137万5,000円で、対前年度比2,348万1,000円、20.4%の減となりました。この2つを合わせた実質的な交付税では、対前年度比1億10万6,000円、5.9%の増となっています。

当町の場合、基準財政需要額では、国の地方財政計画に基づく包括算定経費及び人口減少等特別対策事業費が減となったものの、公債費において平成27年度に発行した明治百年通りにぎわい創出事業等に係る過疎対策事業債の元利償還金の増に伴い、交付税措置分70%相当額について966万2,000円の増となったほか、臨時財政対策債振替相当額の減などから、総額で対前年度比2,129万3,000円の増となりました。

基準財政収入額においては、平成30年度算定において法人税割額が過大に算定されたことから、その精算措置がなされるなど、この税目の基準税額は1億1,016万円の減となり、総額で対前年度比1億503万円の減となっております。

小坂町における普通交付税交付額の大幅な増については、法人税割の算定額の減がその主な要因であります。

臨時財政対策債は、地方財源の不足に対処するため、地方財政法の特例として発行するもので、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入されます。

令和元年度予算において、普通交付税額は15億221万9,000円、臨時財政対策債は9,000万円を計上していたことから、これらを合わせた留保財源は2億681万4,000円となっております。

以上、令和元年度の普通交付税の交付額等の決定についてご報告いたしました。

次に、地域おこし協力隊員の任用についてご報告申し上げます。

平成28年度から、小坂町に居住して新たな視点や発想により地域力を向上させ、地域コミュニティの維持、活性化を図り、楽しく生活できる地域をつくることを目的として、ブドウ農家への就農や移住定住コーディネーターとして活動していただける地域おこし協力隊員を募集してまいりました。ことし6月に、移住定住コーディネーターに1名から応募があり、7月の面接を経て8月1日付で地域おこし協力隊員として佐藤学さんを任用いたしました。

佐藤さんは、神奈川県出身で、7月中旬までは東京都内の映像編集会社に勤務していて、20年ほど前に都内で知り合った小坂町出身者との縁がきっかけとなり、小坂七夕に毎年参加しておりました。そんな中、ことし5月31日、6月1日に東京都中央区の移住・交流情報ガーデンで開催された第7回あきた県北合同移住交流フェアに来場され、小坂町の募集内容を知り、応募するきっかけとなったようです。

活動内容は、移住希望者の相談対応、移住体験機会の企画立案、町の情報発信や移住者の受け入れサポートなど、移住定住全般について、総務課企画財政班に勤務して活動していただくことになります。

また、映像編集会社に約30年間勤務していたスキルを生かして、町のPRや情報発信に貢献していきたいと前向きな方でありますので、皆さんには気軽に声をかけて、励ましていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

次に、地域公共交通等について、3点ご報告申し上げます。

町では、町民ニーズに即した公共交通のあり方について地域の皆様からのご意見を伺いながら見直しを図ってまいりました。

1点目として、豊口タクシー合資会社が運行している上向七滝線において、運行経路の変更と運賃の改定を10月1日から行うこととしております。上向七滝線は、あかしあ荘と七滝公民館、予約制で大地地区まで運行している路線であり、上向地区及び七滝地区の住民が利用するコミュニティバスとなっております。今回の運行経路の変更は、交通空白地帯であ

った藤原地区への延伸を行うものであり、新設するバス停留所は「道の駅こさか七滝」となります。道の駅周辺には、産地直売所やワイナリーなど観光施設があり、2次交通確保にもつながり、町民の利便性の向上が図られるものと考えております。

運行経路は、あけぼの地区から樹海ラインを進み、道の駅で折り返して町道上向1号線に入り、鵠までとなります。町道上向1号線は12月から3月までの冬期間は通行どめとなることから、冬期間は現在の経路と同じ経路を運行することとなります。

なお、この運行経路の変更にあわせて、乗車実績がほとんどない渡ノ羽停留所と鳥越停留所を廃止いたします。

また、バス利用の促進と利用者の負担軽減ため、運賃の改定も10月1日から行います。特に利用者の多いあけぼの地区から町中心部までの運賃を片道200円から100円にし、つつじ平地区から町中心部までの運賃は片道400円から300円に引き下げることであります。

2点目は、町営バス野口線についてであります。

上向七滝線同様、乗車実績がほとんどない渡ノ羽停留所を、10月1日から廃止いたします。

以上2点につきましては、上向七滝線利用促進対策協議会及び町営バス利用促進対策協議会において了承していただいているほか、小坂町地域公共交通会議においても了承を得ております。

3点目は、運転免許証の自主返納による不便の軽減と公共交通の利用促進対策についてであります。

運転免許証を自主返納した方については、1枚当たり100円の割引券100枚つづりを1回のみ、10月1日から交付いたします。

既に運転免許証を自主返納した方、これから運転免許証を自主返納する方で、取消通知書または運転経歴証明書をお持ちの方が対象となり、町営バス野口線、上向七滝線、十和田湖地区乗り合いタクシーでの利用が可能となります。

なお、いずれにおきましても、町民の皆様には、わかりやすく周知してまいります。

次に、普通共用林野の運営状況についてご報告申し上げます。

関門設置場所につきましては、ことしも樹海ライン沿いの5カ所で実施してまいりました。徴収期間は5月24日から6月17日までの25日間でありました。期間中の入林者数につきましては、延べ人数で町外者3,002名、町内者769名、計3,771名という結果となり、これを昨年の実績と比べますと、町外者は428名の減、町内者は14名の増、計442名の減となりました。

なお、入林許可証は294名の町民に交付しております。

収支状況につきましては、年度途中であることから、決算見込みとして報告を受けており、収入が約362万円に対し支出は約309万円、およそ53万円の黒字となる見込みであります。

次に、康楽館歌舞伎公演の実施状況についてご報告申し上げます。

昭和62年から開始した康楽館での歌舞伎公演は、ことしで37回を数えることができました。このように回数を重ねることができましたのも、町民の皆様のご理解とご協力のおかげと感謝を申し上げます。

ことしの歌舞伎公演は1日2公演を2日間行い、入場券は前売りで全席が完売し、どの回も満員御礼でありました。その要因として、人気役者でもある松本白鸚さん、松本幸四郎さん親子の同時襲名披露公演でもあったため、町内外の多くの方々に入場券を買い求めていただいたものと考えております。

町としても、今回の歌舞伎公演のさらなる盛り上げを図るために、観光振興に向けた取り組みで連携する秋田銀行と協力、興行元である松竹の許可をいただき、クリスマスマーケットでお世話になった大手菓子メーカーの不二家さんとその系列会社のダロワイヨ・ジャポンのご協力により、同時襲名披露記念の特製マカロン1,000個の発売を行いました。販売に当たり、ダロワイヨ・ジャポンの社長が来町し、私とともに記者発表を行い、マスコミにも取り上げていただいたことなどにより、最終公演を待たずに完売し、今回の康楽館歌舞伎の盛り上がりを感じました。

次に、プレミアム付商品券についてご報告申し上げます。

国では、ことし10月の消費税率改定に伴い、家計の負担緩和や地域の消費下支えを目的に、プレミアム付商品券事業を実施いたします。その対応として、町でも事務手続を進めております。このプレミアム付商品券は、市町村が対象となる人に対して1人当たり2万5,000円の商品券を2万円で販売するもので、25%のプレミアがつきます。現在、テレビやラジオ等、各種媒体での広報を行っており、制度の周知を図っております。商品券の販売等に関する経費については、国から全額が交付されます。

この商品券を購入できる対象者については2つの要件があり、1つの要件として、今年度の住民税が非課税である方、ただし、住民税が課税されている方に扶養されている方と生活保護の受給者等は除かれます。

2つ目の要件として、平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子供がいる世帯の世帯主であります。該当する子供の数分の商品券を購入できます。これらの対象

者は、住民税非課税者と子育て世帯を合わせて1,700人を予定しております。

購入までの手続は、該当と思われる方に町から申請書を送付し、必要事項を記入の上で役場に提出していただきます。町では内容を確認し、商品券の購入に必要な引きかえ券を申請者に送付いたします。子育て世帯については、申請が不要となっているため、直接引きかえ券を該当世帯に送付いたします。引きかえ券が送付された方は、引きかえ場所で町内で使える商品券を購入していただくこととなります。

商品券の引きかえ及び使用できる店舗の募集については、かづの商工会に業務委託しております。申請書の受け付けは8月14日に開始しており、商品券の引きかえは9月26日から開始する予定となっております。

次に、本日配付いたしました水稻の生育状況についてご報告申し上げます。

鹿角地域振興局農林部農業振興普及課の調査によりますと、ことしの水稻につきましては、6月中旬と7月中旬はやや低温傾向でありましたが、その後高温多照で経過したことから、出穂期は平年並みの8月4日となりました。また、出穂後も高温で経過していることから、収穫時期は平年より早まる見込みでございます。

8月20日に実施した水稻定点調査では、穂数は初期生育から分けつが旺盛であったことから1㎡当たり521本で平年比110%と多く、1穂着粒数は64.5粒で平年比95%と少ない状況であります。1㎡当たりの総もみ数は、穂数が多いことから3万3,586粒で、平年比105%となり、平年より多い状況であります。

病害虫につきましては、穂いもち病は全県域では多発している地域もありますが、当管内は平年より少ない発生であります。斑点米カメムシ類は、水田内にヒエ等の雑草が発生している圃場で多発している状況であります。8月上旬より、カメムシ類防除及びいもち病防除のための薬剤散布が行われております。

また、カドミウム汚染米防止のための湛水管理終了後は、収穫に向けて圃場の排水を確実にを行い、刈り取り適期を逃さないように良質米生産へ向けて注意を喚起してまいります。

次に、第56回秋田県消防操法大会についてご報告申し上げます。

秋田県消防操法大会が8月24日に由利本荘市秋田県消防学校を会場に行われ、小坂町消防団第4分団上川原班が秋田県消防協会鹿角支部を代表して小型ポンプの部に出場いたしました。

上川原班は6月30日に行われた小坂町消防訓練大会で優勝し、続く7月7日に行われた秋田県消防協会鹿角支部消防訓練大会でも見事優勝し、昨年に引き続き鹿角支部の代表として

秋田県消防操法大会出場を勝ち取りました。

上川原班の県大会への出場は8年連続12度目となり、うち全県優勝1回、準優勝2回を果たしております。今回の大会でも優勝を目指して、7月下旬から大会前日まで、約1カ月間の長期間にわたり鹿角広域消防署の操法指導員から指導を受け、早朝の訓練を積み重ねてまいりました。

消防団全体としても団長を初めとする協力体制のもと、各団員が交代で練習の補助や激励を行い、出場隊の訓練を長期間にわたり支えてまいりました。

今回の県操法大会小型ポンプの部では9チーム中3番目の出場順で、優勝候補より後の操法実施に各操作員にはプレッシャーがかかる順番となりました。結果として3位という結果になりましたが、これまで積み重ねてきた技術、気力、団結力は優勝した出場隊と比較しても決して引けをとらないものでありましたし、また、全県大会の常連として恥ずかしくない成績を残すことができ、来年度以降に期待を寄せるものであります。今後も各分団も切磋琢磨して競い合い、消防団全体の技術向上を図っていただきたいと希望しております。

以上で、9月定例議会の町政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長。

○教育長（澤口康夫君） おはようございます。

それでは、教育行政についてご報告申し上げます。

初めに、令和2年度に小坂町立、鹿角市立の各小学校で使用する教科書の採択について話し合う鹿角地区教科用図書採択協議会の審議結果と、それに基づく町教育委員会の決定についてご報告申し上げます。

本採択協議会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、小坂町、鹿角市両教育委員会が協議して同一の教科書を採択することを目的として設置されたものです。

委員は、小坂町、鹿角市の全教育委員と保護者代表が1名ずつ、合わせて12名で構成され、6月5日に採択協議会が設置されました。

令和2年度に小学校で学習する国語、算数などに加え、新たに教科化される英語を含め11教科には、1教科につき2社から8社の教科書発行会社の発行する教科書があり、それぞれに工夫を凝らし、独自の特徴を見せています。採択協議会では、内容の選択と取り扱い、創意工夫、構成・分量・表記の3つの観点から、鹿角地区の児童の生活・経験や興味・関心・能力に適しており、その学力を高めるのにふさわしいものかどうかを判断し、選び出すため

の調査・研究・審議が行われました。

審議される各教科書の調査研究を行うための機関として、教諭による調査委員会を新たに設け、それぞれ数回の調査・研究が行われました。各調査委員会内でまとめられた内容については、7月23日に開催された第3回採択協議会において教科ごとに報告があり、質疑応答の後、審議が行われ、各教科の発行会社が決定されました。

また、令和2年度に使用する中学校の道徳を除く教科書については、令和3年度の新学習指導要領実施に伴い、来年度に改めて令和3年度から使用する教科書の採択をすることになることから、現在使用している教科書とすることが決定されました。その後、町教育委員会が開催され、町として正式に採択決定いたしました。11教科のうち発行会社が変更になったのは、社会、理科、特別の教科道徳の3教科でありました。

次に、小坂小学校、中学校、児童・生徒の活躍についてご報告申し上げます。

初めに、6月15日に鹿角市で開催された鹿角中学校総体陸上競技大会で、共通男子800mで佐藤蒼空さん、1年男子1,500mで佐藤拓海さん、1年女子1,500mで細越華怜さんがそれぞれ優勝、2・3年1,500mと共通3,000mでは2年生の成田絆さん、共通男子棒高跳びでは3年生の成田航さん、共通女子800mと2・3年女子1,500mで2年生の本田桜さんが2位となるなど、多数の入賞者を出しました。

この大会の上位入賞者は、7月13日から15日まで秋田市で開催された全県中学校陸上競技大会にこまを進め健闘しました。中でも共通男子棒高跳びで3年生の成田航さんが3位と好成績をおさめ、8月5日から7日まで福島市で開催された東北中学校陸上競技大会への出場を果たし、暑さの中、大健闘いたしました。

次に、7月6日から7日に小坂町交流センター・セパームにおいて開催された鹿角ミニバスケットボール大会で、女子ミニバスケットボールスポーツ少年団小坂レッドウェーブが3連覇し、全県大会への出場を果たしました。

8月1日に秋田市で行われた全県ミニバスケットボール大会では、2回戦で敗退したものの、1回戦勝利は確実に子供たちが力をつけているあかしであり、大きな自信につながったものと思います。

また、スクールバンド部や吹奏楽部の活躍もありました。

8月4日、大仙市で開催された秋田県小学校バンドフェスティバルに、小坂小学校スクールバンド部が出場しました。熱のこもった見事な演奏を見せ、来年1月に仙台市で開催される東北小学校バンドフェスティバルへの出場を決めました。

小坂中学校吹奏楽部は、7月20日に大館市で行われた吹奏楽コンクール県北地区大会で金賞を受賞し、8月12日に秋田市で行われた全日本吹奏楽コンクール第61回秋田県大会に出場しました。4年続けての県大会出場であり、一人一人の演奏技術が向上している結果と考えておりますし、小中一貫校として小学校での学びが中学校へとうまくつながり、切磋琢磨している姿であり、日々の練習における学校・保護者を初め、地域の指導者や関係団体の皆様のご指導のたまものと思っております。今後とも児童・生徒が伸びやかに成長していけるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、中国大連市との教育交流と首都圏の子供たちの短期留学についてご報告申し上げます。

初めに、中国大連市の小学生との教育交流についてです。

秋田県が実施している大連市とのさまざまな交流の一つとして、このたび教育分野における交流を小坂町で実施いたしました。8月20日に小坂町に到着した大連市育才小学5年、6年の児童15名と教員5名、ガイド1名は小坂小学校の児童との交流会に参加しました。

小坂小学校の児童が小坂町の紹介をし、その後、お互いの好きなもの、学校生活などを質問し合い、最後に鉾山の子ソーランを一緒に踊り、盛り上がりました。

大連の一行は22日まで滞在し、町内の子供たち18名とユニカールで笑い、こまや折り紙に夢中になり、十和田湖を散策し、中小路の館でのきりたんぼづくりを体験し、笑顔を言葉に3日間活動をともし交流しました。

次に、8月23日から28日まで、秋田県教育委員会主催の「秋田で学ぼう！教育留学推進事業」を受託し、5泊6日の短期チャレンジ留学を実施いたしました。参加者は首都圏などの小学5年生2名、4年生7名で、活動拠点を十和田湖と川上地区とし、十和田湖では奥入瀬溪流を歩き、ボートや遊覧船を楽しみました。川上地区では公民館に宿泊し、川上地区の子供たちと一緒にきりたんぼづくりにチャレンジ、ジャガイモや枝豆を収穫しおやつにしたり、花火をしたりと、自然を満喫しながら交流をしました。

2学期が始まった26日と27日は小坂小学校の授業に参加し、秋田の教育、小坂スタンダードの学習を体験しました。

この2つの事業は、秋田県や小坂町のよさを知ってもらうことを主な目的にした事業で、参加した大連と首都圏の子供たちからは、十和田湖の美しさや自然、食べ物など大変好評でした。また、一緒に活動した小坂小学校の子供たちにとっても、町のよさを再発見する機会となったほか、友達がふえてうれしい、外国に行ってみたいなどの声が聞かれ、大きな刺激

を受けた意義のある事業となりました。

初めての取り組みでもあり、反省するべき点も多くありますが、積極的にかかわり、生き生きと活動する子供たちの姿から、より多くの人とかかわり、経験を積む機会の必要性を感じており、今後の継続した取り組みについて検討していきたいと考えております。

最後に、中小路でのいろりを使った料理体験、また川上公民館でのきりたんぼづくり、畑の収穫など、保護者を初めたくさんの地域の皆さんにご協力いただきましたことに心から感謝申し上げます。

以上で、9月定例議会の教育行政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これで、町政報告及び教育行政に関する報告は終了いたします。

◎認定第1号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第4、認定第1号 平成30年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、決算内容及び別紙意見書の朗読についてはこれを省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提出理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 認定第1号 平成30年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び小坂町水道事業会計決算の認定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

上程させていただきました一般会計と9つの特別会計及び水道事業会計の平成30年度歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定によります小坂町監査委員の審査が完了いたしましたので、同条第3項及び第5項の規定により、監査委員の決算審査意見書及び予算の執行実績と主要施策の成果報告書並びに地方自治法施行令第166条第2項に規定する決算附属書類とともに提出いたしますので、地方自治法及び地方公営企業法の規定により議会の認定を賜りたくお願い申し上げます。

それでは、平成30年度小坂町一般会計歳入歳出決算からご説明いたします。

一般会計歳入歳出決算は、平成29年度繰越明許費として議決いただきました5件を含む予

算額44億5,203万9,000円に対し、歳入決算額は44億1,341万5,656円、歳出決算額は43億932万5,213円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支は1億409万443円の黒字となりました。

このうち、1,377万6,000円が令和元年度への繰越明許費の繰越財源となりますので、実質収支額は9,031万4,443円の黒字決算となりました。

歳入総額は前年度より4億2,973万8,000円、率にして8.9%の減となりました。その要因の主なものは、普通交付税が1億2,000万円、6.9%、繰入金1億3,000万円、27.7%、町債1億1,000万円、22.5%、それぞれ減少したことにあります。

また、収入未済額につきましては、町税と使用料収入において発生しており、町民負担の公平性の確保と健全な財政運営を図る観点から、今後も厳正かつ的確な対応を講じてまいります。

歳出総額は前年度より4億1,246万9,000円、8.7%の減となりました。この要因の主なものは、土木費が前年度比2億7,980万3,000円の減、社会教育費が前年度比1億263万2,000円減少したことによるものであります。

また、平成30年度末における地方債現在高は49億1,202万7,000円となり、前年度より1億4,039万1,000円減少いたしました。

一方、財政調整基金と減債基金を合わせた残高は14億3,819万円となり、前年度より4,647万9,000円減少いたしました。

次に、各特別会計の決算について申し上げます。

初めに、国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、予算額6億1,577万2,000円に対し、歳入決算額は6億1,821万282円、歳出決算額は5億9,647万4,749円で、実質収支額は2,173万5,533円の黒字となり、令和元年度へ繰り越しました。

なお、保険給付費などの減少により剰余金が確保できましたので、今後の財源調整に備えて国保財政調整基金へ3,500万2,000円を積み増したことから、年度末における同基金残高は1億1,794万円となりました。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、予算額7,628万4,000円に対し、歳入決算額は7,475万922円、歳出決算額は7,472万4,022円であります。実質収支額は2万6,900円の黒字となり令和元年度へ繰り越しました。

介護保険特別会計歳入歳出決算は、保険事業勘定が予算額7億7,086万2,000円に対し、歳入決算額は7億6,823万1,694円、歳出決算額は7億5,967万2,265円であります。実質収支額は855万9,429円となり令和元年度へ繰り越しました。

なお、介護給付費準備基金は384万3,000円を積み増しし、年度末における同基金残高は5,611万5,000円となりました。

次に、介護サービス事業勘定は、予算額421万4,000円に対し、歳入歳出決算額とも415万726円で、収支差引額ゼロであります。

歯科診療所特別会計歳入歳出決算は、予算額5,839万1,000円に対し、歳入歳出決算額とも5,710万4,344円で、収支差引額ゼロであります。

中小企業従業員退職金等共済事業特別会計歳入歳出決算は、予算額215万9,000円に対し、歳入歳出決算額とも215万7,202円で、収支差引額ゼロであります。

なお、平成30年度末における中退共の基金の残高は、4,330万9,000円となりました。

菅原ヤエ奨学資金特別会計歳入歳出決算は、予算額218万6,000円に対し、歳入歳出決算額とも218万4,675円で、収支差引額ゼロであります。

文化基金特別会計歳入歳出決算は、予算額123万4,000円に対し、歳入歳出決算額とも123万1,428円で、収支差引額ゼロであります。

基金につきましては、美術品の購入代金に充てるため、全額繰り入れましたので、平成30年度末における残高はゼロとなりました。

なお、文化基金特別会計は平成31年3月31日で廃止しております。

下水道事業特別会計歳入歳出決算は、平成29年度繰越明許費を含み、予算額3億3,468万円に対し、歳入決算は3億3,119万9,261円、歳出決算額は3億2,737万8,741円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支は382万520円の黒字となります。このうち381万4,000円が令和元年度への繰越明許費の繰越財源となりますので、実質収支額は6,520円の黒字決算となりました。

小坂財産区特別会計歳入歳出決算は、予算額252万4,000円に対し、歳入決算額が252万6,910円、歳出決算額が118万5,979円であります。実質収支額は134万931円の黒字で、令和元年度へ繰り越しました。

なお、平成30年度末における基金残高は、小坂財産区財政調整基金が1,604万8,000円、財産管理運営基金が4,574万3,000円となっております。

最後に、公営企業会計であります水道事業会計決算についてご説明いたします。

収益的収入及び支出は、消費税を含んだ決算額で、収入総額が2億5,737万1,774円で、支出総額が2億5,040万4,853円となりました。その結果、消費税を除いて算定する損益計算書による当年度純利益は536万4,504円となり、前年度繰越利益剰余金が3,803万3,480円

ありましたので、当年度未処分利益剰余金は4,339万7,984円となりました。

次に、資本的収入及び支出は、消費税を含んだ決算額で、収入総額が4,147万8,800円で、支出総額が1億6,932万2,757円となりました。

なお、資本的収入において不足する額1億2,784万3,957円は、現年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上が、平成30年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の概要であります。

熊谷代表監査委員と小笠原監査委員から、去る7月22日から7月26日までの日程で決算審査を行っていただき、8月2日に平成30年度小坂町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書を受領いたしました。

監査委員から指摘をいただいた事項につきましては、厳正に対処してまいりたいと考えております。

また、議会の審議に当たりましては、決算書及び予算の執行実績と主要施策の成果報告書を提出させていただいておりますので、各般にわたってご指導を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件につきましては、質疑を省略し、直ちに10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し審議することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件につきましては、10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員選任につきましては、小坂町議会委員会条例第5条第1項の規定により、1番、鹿兒島巖君、2番、船水隆一君、3番、本田佳子君、4番、亀田利美君、5番、栗山忠三君、6番、宮信君、7番、小笠原正見君、8番、成田直人君、9番、椿谷竹治君、11番、熊谷聰君、以上10人を委員に指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました10人の諸君を決算特別委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前 11 時 01 分

再開 午前 11 時 02 分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

休憩中にお諮りしましたように、決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果、委員長には産業教育常任委員長の亀田利美君、副委員長には総務福祉常任委員長の椿谷竹治君とすることに決定いたしました。

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（目時重雄君） 日程第5、報告第7号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

職員に報告書を朗読させますが、諸表及び別紙意見書の朗読については省略いたします。

〔職員報告書朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提出理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 報告第7号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率について報告を申し上げます。

平成19年6月、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、町長は、毎年度健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で、その意見をつけて議会に報告し、公表することが義務づけられました。法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりご報告申し上げます。

この判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率並びに公営企業に係る資金の不足比率の5項目が規定されており、地方公共団体に

おける財政の運営状況について統一的な指標で明らかにし、財政の健全化が必要な場合に迅速な対応をとるために設定されたものであります。

7月26日に実施されました決算審査において、資料をもとに審査をいただいております、結果につきましては、決算審査意見書のとおりであります。

実質赤字額及び連結実質赤字額はありません。

実質公債費比率は14.8%、将来負担比率は114.6%となりました。

実質公債費比率は平成29年度の14.0%と比較して0.8ポイント悪化し、将来負担比率は122.1%から7.5ポイント改善しております。

実質公債費比率は、借金の返済に係る元利償還金の財政負担の割合を判断するものであり、地方債の元利償還金のほか、一部事務組合負担金や公営企業会計への繰出金のうち起債の償還に充てたもの、公債費に準ずる債務負担行為が準元利償還金として幅広く算定に含まれております。

平成30年度の実質公債費比率は、分母において、法人町民税の増減により基準財政収入額及び普通交付税額が前年度と比較して、それぞれ1億円以上の増減があったものの、分母の規模としては前年度とほぼ同額となりました。しかし、分子において一般会計の元利償還金が増加したことにより、単年度では0.3ポイント悪化し、3カ年平均で0.8ポイント悪化となっています。

将来負担比率は、一般会計等が将来にわたって負担しなければならない額の負担の度合いがどれくらいなのか示すもので、地方債現在高や債務負担支出予定額、さらには職員に対する退職金支給額や一部事務組合等に対する公債費負担見込みに係る支出の総額の標準財政規模に対する割合となっております。

平成30年度の将来負担比率は、分母の基礎となる標準財政規模に大きな変動はありませんでしたが、分子においては、新総合教育エリア整備事業や明治百年通りにぎわい創出事業に充当した過疎債の元利償還が平成29年度から始まったことにより地方債残高が減少し、将来負担額も減少したため、7.5ポイントの改善となっております。

実質公債費比率が前年度比較では悪化という結果となりましたが、数値そのものに限ってみれば、町の財政は健全な状態にあると判断できるものと考えております。しかしながら、この4種類の比率は全て算出の分母に標準財政規模を用いており、標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額や普通交付税の額に左右されることになるほか、さらに当町の場合、分子において、公営企業会計への繰出金の増大等、分子を大きくする要因が見込まれることから、

将来に備えて、引き続き歳出の抑制や計画的な基金の積み立てなど、中長期的な視点に立った財政運営が必要であると考えております。

最後となりましたが、公営企業である水道事業会計、下水道事業特別会計、いずれも資金不足額はありませんでした。

議員の皆様におかれましては、今後も当町の財政運営にご指導いただきますようお願い申し上げます。まことに簡単であります但報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第7号は終了いたします。

◎議案第49号～第50号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第49号 小坂町畑作振興センター設置条例の制定について、日程第7、議案第50号 小坂町畑作振興センター使用料徴収条例の制定についてを、関連がありますので、一括で議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第49号 小坂町畑作振興センター設置条例の制定について、議案第50号 小坂町畑作振興センター使用料徴収条例の制定について、関連がございますので、一括して提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第49号の小坂町畑作振興センター設置条例の制定についてであります。

本条例案は、中山間資源を生かす生産体制の整備及び本町における畑作物作付推進拠点施設として、令和元年度元気な中山間農業応援事業を活用し、小坂町上向字谷地端地内にあるなたね・そば乾燥調製施設の設置に伴い制定するものであります。

次に、議案第50号の小坂町畑作振興センター使用料徴収条例の制定についてであります。

議案第49号の振興センター設置に伴い、使用料金等について制定するものであります。

詳細につきましては、観光産業課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） 私のほうから、議案第49号 畑作振興センター設置条例の詳細についてご説明いたします。

関連がございますので、議案第50号についてもあわせてご説明いたします。

初めに、議案審議の参考1ページをごらんください。

この施設は稲作主体の農業経営からの転換を図り、畑作物の振興を促進するため設置するものであります。この施設を設置するため、平成30年度に旧マルイシ食品加工施設を取得し、今年度において内部を改装して乾燥施設等を設置するものであり、このたび完成のめどが立ちましたので、設置条例を提案するものであります。

横長に見ていただきますと、上が北側、左が西側で、こちら側が町道に面しております。この施設は既存の施設2階建てでございましたが、内部の2階の床を撤去して、図面のとおり平家とし、菜種専用、ソバ専用、ソバ・大豆兼用の乾燥機を各1台ずつ設置し、関連施設もあわせて整備するものであります。図面ではごく一部しか使用しておりませんが、現在貸し倉庫で保管している菜種の保管も行うこととなります。

今後の活用については、菜種、ソバ、大豆の一時保管のほか、加工用バレイショの保管選別、ブドウ等の果樹の収出荷拠点など、畑作物全般の振興に係る幅広い活用を見込んでいます。

では、議案の説明にまいります。

議案書4ページをごらんください。

第1条に設置の目的を、第2条に施設の名称及び位置を定めております。

第3条で施設の用途を畑作に限定する旨を定めております。

第4条で管理を委託する場合の要件を規定しております。

第5条で規則への委任について定めております。

続いて、議案第50号についてご説明いたします。

議案書5ページになります。

この条例では、施設を使用する場合の使用料についての手順や額についての定めをしております。

第1条で地方自治法に徴収の根拠を求めている旨を記載しております。

第2条で使用料に消費税を含んだ額である旨を記載しております。

第3条、第4条で使用を申し込んだときに使用料を納入し、事故等がない限りそれを還付しない旨を定めております。

第5条に減免について、第6条に町長への委任の規定を定めております。

なお、別表に定める単価は、昨年度の民間作業委託の実質単価を使用しており、乾燥調製後の重量1kg当たり50円としてあります。

簡単ではありますが、詳細の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより議案第49号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

続いて、議案第50号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第49号、議案第50号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第51号 小坂町産ワインで乾杯条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第51号 小坂町産ワインで乾杯条例の制定について、提案理由を

ご説明申し上げます。

本条例案は、小坂町産ワインと地域食材を楽しむ雰囲気醸成し、魅力的な産地イメージの形成を図るとともに、ワイナリーを中心としたグリーンツーリズム推進事業と、観光資源である国立公園十和田湖や近代化産業遺産群との連携を推進し、地域活性化に寄与することを目的として制定するものであります。

詳細につきましては、観光産業課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） 議案第51号 小坂町産ワインで乾杯条例の詳細について説明いたします。

この条例は、平成29年10月にワイナリーが完成し、ワインの種類も10種類を超え、生産と販売については順調に推移をしてきております。このことから、町民一体となってさらなる飛躍を目指したいとの考えから、このたびの条例の提案をするものであります。

この条例では、第1条で、目的として、ワインの乾杯を促進することによってワインと地域食材との組み合わせを楽しむ雰囲気を醸成し、あわせて、グリーンツーリズム推進により産地イメージのアップと観光事業との連携による地域活性化を図る旨を目的として定めております。

第2条に町の役割としてワインの普及促進への取り組みを努める旨について定めております。

第3条でワイン醸造者の役割、第4条でブドウ栽培者の役割について定めております。特にブドウ栽培者については、小坂町ワインの特徴であります山ブドウ交配種の保護・育成について定めております。

第5条で町民に対して小坂町産ワインの普及促進に協力を求める旨を定めております。

第6条では小坂町産ワインの乾杯を広めるよう努力する旨を定めております。

全体として、町、生産者、醸造者、町民が相互に協力して小坂町産の特色あるワインの普及促進をすることとしております。

以上、簡単ではありますが、詳細説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第51号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第52号 小坂町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第52号 小坂町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、子ども・子育て支援法の一部改正及び同改正法の施行に係る関係政令が整備されたことに伴い、町が条例で定めております保育所等の利用者負担額に関する規定を改めるものであります。

国は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから幼児教育の無償化を図ることとしており、関係法令が本年10月1日に施行されます。

国が進める幼児教育無償化の主な内容は、保育所等の利用者負担額において、3歳から5

歳までの児童及びゼロ歳から２歳の非課税世帯に属する児童を無償とし、負担軽減を図るものであります。

本条例改正においては、法令の改正に合わせて、町条例においても３歳から５歳の児童及びゼロ歳から２歳の非課税世帯に属する児童の利用に係る負担を無償とするとともに、平成２８年度から町が独自に実施しております第２子以降の児童に係る負担額無料を堅持し、引き続き子育て世帯を支援してまいります内容としております。

詳細につきましては、教育委員会事務局長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（上野節子君） 議案第５２号 小坂町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本条例改正は、町長から説明のありましたとおり、子ども・子育て支援に関する法令が改正されたことに伴い、関係する規定を改めるものであります。

議案審議の参考２ページ、新旧対照表をお開きください。

改正の主な内容をご説明申し上げます。

利用者負担額、第３条第１項では、満３歳以上で小学校就学前の子供が幼稚園、保育所、認定こども園等を利用した際の負担額を無償とする旨を、同条第２項及び別表１では、満３歳未満の子供が保育所等を利用した際の負担額の算定基準を定めるとともに、同条第３項において、第２子以降の利用者負担額を無料とする旨を規定しております。

また、今般の法令改正において、用語が改められましたことから、町条例で引用しております用語についても字句を改めております。

なお、施行日は関係法令の施行日である令和元年１０月１日といたしています。

そのほか、条例改正の説明では、ちょっと不要とは思いますが、加えてご説明いたします。

今回の国の幼児教育無償化では、保育所等において利用者に提供される副食費について、保護者にその負担を求めているところですが、当町においては、子育て世帯を支援する観点から当該費用を助成したいと考えており、今議会に上程する補正予算案に当該経費を計上させていただきます。

簡単ではありますが、詳細説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第52号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第10、議案第53号 小坂町給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第53号 小坂町給水条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令により、水道法施行令第5条が第6条に改められたことに伴い、小坂町給水条例第32条中の「第5条」を「第6条」に改めるものであります。

また、平成30年12月の水道法改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定について5年ごとの更新制が導入されます。これに合わせ、新たな更新手数料を設けるものであります。

詳細につきましては、建設課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（伏見俊一君） それでは、私のほうから、本条例の制定についてご説明をいたします。

初めに、小坂町給水条例第32条、条文中の改正についてであります。

平成31年の4月に水道法施行令が改正され、施行令第4条に給水人口の基準が新たに追加されました。追加されましたことで、改正前の第4条以降が順次繰り下がりましたので、これを小坂町給水条例第32条の条文に対応させるための改正でございます。

次に、別表第3の手数料について説明をいたします。

審議の参考の最終ページ、14ページをお開きください。

別表では区分の最初にある指定給水工事事業者手数料が、右側の旧のほうでは指定時に一度きりの1件3万円でしたが、新のほう、左側の新では新規申し込み時に1件3万円、5年ごとの更新時には1件1万円としております。

この改正は、指定給水工事事業者制度に更新制度が導入されたことによるものでありますが、そもそも指定給水装置工事事業者制度は、給水装置の構造及び材質が水道法施行令に規定される基準に適合することを確保するために、水道法第16条の規定に基づき指定する制度であります。

これまでの制度では、名称や所在地の変更、事業の廃止、休止、再開の際は届け出するように規定されておりましたが、事業者の側から、これらの届け出がされない場合には、実態が把握できず、所在不明な事業者が存在するなどといった事例がございました。こうした課題に対応するとともに、指定給水工事事業者の資質の維持、向上を図ることを目的とした水道法の一部改正により、このたび指定給水装置工事事業者の指定の有効期限が新たに定められ、5年ごとの更新制度が導入されたものでございます。

更新時期につきましては、改正法施行日の前日から起算して5年を経過するまでとなっていることから、既に小坂町指定となっている事業者の更新時期につきましては、施行日となる令和元年10月1日の前日である9月30日から5年後の令和6年9月30日までの間に順次終えることにしております。

手数料につきましては、新規の申請は現行どおり3万円とし、更新に当たっては作業に当たる人件費や印刷費、通信費等、諸経費を考慮いたしまして、近隣自治体や同規模の自治体の動向も参考にして1万円としております。

なお、下水道の排水設備指定工事店の継続審査の更新につきましては、有効期限2年で5,000円でございます。

議決後、年度内に各事業者への周知を図り、来年度更新を要する事業者につきましては、4月以降、別個に連絡してまいります。更新の連絡から指定の通知までは二、三カ月間を見込んでおります。

以上、説明でございました。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第53号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

◎議案第54号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第11、議案第54号 令和元年度小坂町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第54号 令和元年度小坂町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の一般会計補正予算では、町道等の除排雪経費や10月から実施されます幼児教育の利用料の無償化に伴う経費、（仮称）小坂町畑作振興センターの管理に関する経費を措置したほか、必要経費の調整額を補正しております。

その結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億3,200万4,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算の総額を42億5,292万7,000円にするものであります。

補正財源は、事業に関連する国・県支出金等の特定財源を充当したほか、一般財源として地方交付税等を措置しております。

第2条の地方債補正においては、臨時財政対策債の限度額をその決定額に合わせて増額し、限度額総額をこれまでの既決額から137万5,000円を増額して3億8,497万5,000円に変更しております。

細部につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） それでは、一般会計補正予算の詳細について説明いたします。

8 ページ以降の歳出の事項別明細書において、歳出に対応する歳入についても説明いたしますので、まずは8 ページをお開き願います。

2 款総務費、1 項総務管理費、4 目財産管理費です。13 節の業務委託料は、十和田出張所及び旧大川岱教員住宅の除排雪作業分44万5,000円と、地籍図加除修正分31万2,000円を計上しています。

15 節の設備改修工事費は、役場庁舎にある空調機器、室外機等の移設にかかわるものです。

5 目企画費です。13 節では、移住体験住宅2 棟分の除排雪業務委託料を計上しました。

19 節の住宅購入改修費補助金は、定住目的で空き家を購入し、それを改修する場合、または新築住宅を建築する場合に、その費用に対し1 件当たり60万円を限度として助成するものとして、当初予算で3 件分180万円を計上していましたが、申し込み件数に対応して、今回の補正で120万円を追加するものです。

6 目電子計算費です。19 節の秋田県町村電算システム共同事業組合負担金は、10 月から稼働する地方税共通納税システム改修に伴う保守料として6 万6,000円、共同化システム再調達によるネットワーク領域の変更経費として48万4,000円、10 月から実施される介護報酬会計等に伴うシステム分として44万3,000円をそれぞれ新たに負担することになったものです。

財源内訳の国・県支出金欄の101万5,000円は、介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る2 分の1 の国庫補助金22万1,000円と、当初予算に計上していたマイナンバーに対応した健康管理システム改修に係る補助基準額の3 分の2 の国庫補助金79万4,000円です。

2 項徴税费、2 目賦課徴収費です。13 節業務委託料は、地方税における手続をインターネットを利用して電子的に行うシステムであるe L T A Xをウインドウズ10対応のパソコンに設定する経費を計上いたしました。

3 款民生費です。1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費です。19 節のあんしん除雪支援事業補助金は、生活弱者世帯の間口除雪を行う自治会を対象として交付するもので、1 世帯当たり1 万円の50件を見込み、50万円を計上しました。

5 目障害者福祉費です。20 節の障害者補装具給付費の50万円は、不足が見込まれることから追加したものです。23 節の国庫補助金返還金は、前年度の障害者自立支援分と障害児入所給付分等に係る国庫負担金について、その精算により合わせて209万5,000円の返還が生じることから予算化したものです。

財源内訳欄の国・県支出金37万5,000円は、障害者補装具給付に係る国分25万円と県分12

万5,000円を増額したものです。

7目介護保険費です。介護保険特別会計保険事業勘定において、介護報酬改定に伴うシステム改修に係る予算補正に伴い8万8,000を追加しています。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費です。23節の国庫補助金返還金は、前年度の児童手当の実績により確定した額で精算するものです。

2目児童運営費です。国の幼児教育の負担軽減を図る少子化対策に伴い、10月から3歳から就学前までの保育料が無償となりますが、保育料に含まれていた副食費が実費負担となることから、保護者の負担軽減を図るために県からの助成も含めて全額補助することとし、すこやか子育て支援事業補助金として119万3,000円を措置しました。20節の子育てのための施設等利用給付費は、認可外保育所を利用する方1名を見込んで12万6,000円を計上しています。

財源内訳の国・県支出金欄の990万円は、保育料無料化に伴う2分の1の国庫負担金760万3,000円と4分の1の県負担金220万1,000円をそれぞれ追加し、認可外保育所利用分に対する2分の1の国庫負担金6万3,000円と4分の1の県負担金3万1,000円を計上しています。

また、その他欄は10月から無償となる3歳から就学前までの保育料負担金300万5,000円を減額しています。

4款衛生費です。1項保健衛生費、4目予防費です。23節の国庫補助金返還金は、前年度の緊急風しん抗体検査等事業分に係る国庫補助金について、その精算により返還が生じることから予算化したものです。

6款農林水産業費、1項農業費、8目グリーンツーリズム推進費です。11節の需用費は、現在改修中であります（仮称）小坂町畑作振興センターの管理経費について、それぞれ計上しています。13節の業務委託料には、（仮称）小坂町畑作振興センターの乾燥調製作業を委託する経費として182万9,000円、小坂七滝ワイナリーのオフィシャルサイトにグルメマップを追加する制作委託として15万円、小坂七滝ワイナリーの積雪対策用の雪囲い製作委託として75万9,000円をそれぞれ計上しました。15節の施設改修工事費は、現在ワイン貯蔵室として活用している小坂鉦山事務所の北側倉庫内を拡張するための仕切り設置に係るものです。

財源内訳欄のその他237万5,000円は、畑作振興センターでの乾燥調製機械使用料として単価50円の4万7,500kgを見込んだものです。

7款商工費です。1項商工費、3目観光費です。8節の報償金8万8,000円、9節の職員

普通旅費21万5,000円のうち15万円、13節の業務委託料109万5,000円のうち66万円は、観光大使との意見交換会を東京都で開催することを見込んで措置したものです。合わせて89万8,000円の予算案となっております。

9節の職員普通旅費21万5,000円のうち6万5,000円と、業務委託料109万5,000万のうち43万5,000円の合わせて50万円は、全国町村会が主催し東京都で11月30、12月1日に開催する「町イチ！村イチ！2019」のイベントに参加するための経費です。このイベント参加経費については、秋田県町村会から50万円が助成されます。財源内訳のその他欄に計上しています。

4目康楽館費です。13節の業務委託料は、康楽館役者住宅の除排雪作業に係るものです。

8款土木費です。2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費です。この目の補正は、町道除雪に係る経費を1億1,364万8,000円を計上しました。

主な除雪体制については、昨年度と同様、小坂まちづくり株式会社に委託する体制として予算措置いたしました。昨年度の9月補正予算と比較し、225万円の増となっています。これは、10月から消費税が10%にアップすることが主な要因となっています。このほか、業者等への路線委託、凍結防止剤散布作業、自治会の要望に応じた除雪デーへの対応等の経費もここで措置しています。

10ページをお開きください。

4項都市計画費、3目下水道費です。下水道事業特別会計において受益者負担システム改修に係る予算補正に伴い、繰出金101万3,000円を追加しています。

10款教育費です。2項小学校費、1目学校管理費です。11節の修繕料は、小学校校舎のルーフドレイン修繕に係るものです。13節の業務委託料は、給食棟及び玄関の雪おろし作業に係るものです。

2目教育振興費です。19節の各種大会派遣費は、今後開催される吹奏楽アンサンブル大会への出場対応分などとして追加措置しています。

4項社会教育費、1目社会教育総務費です。23節の国庫補助金返還金は、前年度の放課後児童健全育成事業分に係る国庫補助金について、その精算により返還が生じることから予算化したものです。

3目芸術文化振興費の13節の業務委託料は、中小路の館の雪おろし作業に係る分です。

4目社会教育施設管理費の13節の業務委託料は、川上公民館の渡り廊下の雪おろしに係る経費です。

6目図書館費です。13節の業務委託料は、図書館の玄関屋根等の雪おろしに係る経費です。
続きまして、6ページ、7ページをお開きください。

これまで説明いたしました歳出歳入の補正において不足する一般財源につきましては、9
款地方交付税で、普通交付税1億1,946万9,000円を措置して収支の調整を図っています。

普通交付税は町長の町政報告にあった17億765万8,000円の決定額のうち、16億2,168万
8,000円を予算措置したことから、今回の補正後における留保財源は8,597万円となります。

20款1項町債の6目臨時財政対策債は、その決定額に合わせて137万5,000円を増額して
います。

続いて、4ページをお開きください。

地方債補正で、臨時財政対策債を今回の補正に合わせて上限額を設定いたしました。

この結果、総額を137万5,000円増額し、その上限額を3億8,497万5,000円とするもので
あります。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） 議案第54号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたし
ます。

◎議案第55号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第12、議案第55号 令和元年度小坂町介護保険特別会計補正予
算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第55号 令和元年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第2号）
について、提案理由をご説明申し上げます。

保険事業勘定の既決予算額に歳入歳出とも1,504万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総
額を8億1,349万8,000円にするものであります。

歳出補正の内容は、1款1項1目総務管理費において、本年10月の消費税率引き上げに伴

う介護報酬改定に対応するため、介護サービス事業者を管理するシステムに所要の改修を行う必要が生じたことから、システム改修に係る業務委託料として8万8,000円を追加するものであります。

また、2款5項1目高額医療合算介護サービス等費において、給付額が当初の見込みより増加することが見込まれることから149万6,000円を追加するものであります。

6款1項2目償還金では、前年度の決算見込みによる国・県の負担金等の返還金として1,346万5,000円を追加するものであります。

歳入補正の主な内容につきましては、介護給付費の実績が確定したことによる支払基金からの精算交付金として、4款支払基金交付金に640万3,000円を計上したほか、8款繰越金において、前年度繰越金として855万8,000円を計上しようとするものであります。

以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第55号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第56号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第13、議案第56号 令和元年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第56号 令和元年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも101万8,000円を増額し、3億1,344万9,000円にするものであります。

その内容は、歳出において都市計画区域外での下水道整備に係る受益者分担金に対応するため、下水道受益者負担金管理システム改修費用として下水道管理費を101万8,000円増額

するものであります。

一方、歳入では一般会計繰入金を101万3,000円、前年度繰越金を5,000円それぞれ増額するものであります。

以上、まことに簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第56号につきましても、本日は提案理由の説明のみといたします。

若干、何分か早いですけれども、昼食休憩をとらせていただきます。

再開は午後1時からといたします。よろしくお願いします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き会議を再開します。

◎議案第57号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第14、議案第57号 令和元年度小坂町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第57号 令和元年度小坂町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、資本的支出において、既決額に75万9,000円を増額し、1億7,907万8,000円にするものであります。

その内容は、中小坂送水ポンプ場において、バルブ類の劣化により管理に支障を来していることから、その交換費用として配水施設改良費を75万9,000円増額するものであります。

以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第57号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第58号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第15、議案第58号 令和元年度小坂町下水道事業特別会計への繰入れについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第58号 令和元年度小坂町下水道事業特別会計への繰入れについて、提案理由をご説明申し上げます。

法非適用の公営企業会計につきましては、地方財政法第6条において、基準外の繰り入れを行う場合は繰り入れについて議会の議決を得ることとされています。

今回の小坂町下水道事業特別会計補正予算において、管理費の調整により、その財源として一般会計からの繰入金を増額したことから、その額を「1億1,837万6,000円以内」を「1億1,938万9,000円以内」に改めるものであります。

以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 議案第58号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は9月4日午前10時から再開し、一般質問を行います。

お知らせします。この後1時10分より、この場で全員協議会を開催いたします。諸会議の報告をいたしたいと思いますので、ご協力を願います。

散会 午後 1時05分